

【1993年12月2日】老人保健法による老人加入率の上限枠撤廃に関する要望

国民健康保険中央会

宣 言

国民健康保険は、制度発足以来半世紀余にわたり地域医療の確保と住民の健康増進に大きく貢献し、国民皆保険体制の中核として極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、高齢化社会の急速な進展に伴う医療費の増嵩は、国保財政を直撃し、近年の数次にわたる制度改革や保険者の懸命な努力にもかかわらず、国保事業運営はさらに厳しさを増してきている。

このような状況のもとでは、二十一世紀の超高齢社会において国民健康保険が地域保険としての機能を十分に発揮し得るかどうかが、強く懸念せざるを得ないのである。

したがって、国民健康保険制度を将来にわたり長期的に安定させるためには、国保の構造的問題を踏まえて医療保険制度の一元化を含め抜本的な改革を行うべきである。

また、保健・医療・福祉の連携のもとに展開されている「高齢者保健福祉推進十か年戦略」をさらに充実強化し、介護に関する総合的な施策を確立する必要がある。

政府ならびに国会におかれては、国民健康保険をとりまく状況を深刻に受け止め、諸問題の解決に一層の努力を傾注されるよう切望する。

われわれ国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会の決議の実現に向け、断固邁進することを誓うものである。

右 宣言する。

平成五年十二月二日

国保制度改善強化全国大会

決 議

国民健康保険制度の長期的安定を図るため、政府ならびに国会におかれては、当面、少なくとも次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要請する。

- 一、老人医療に対する国の負担を拡充強化すること。
- 一、老人医療費拠出金に係る老人加入率の上限枠を撤廃すること。
- 一、医療保険制度の一元化を含め給付と負担の公平を図ること。
- 一、国保保険税（料）の賦課のあり方を改善すること。
- 一、医療費適正化対策を強力に推進すること。
- 一、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の予算およびマンパワーを十分に確保すること。
- 一、介護に関する総合的な施策を確立すること。

右 決議する。

平成五年十二月二日

国保制度改善強化全国大会

老人保健法による老人加入率の上限枠撤廃に関する要望

国民健康保険制度は、国保特有の構造的問題によって事業運営は年々困難さを増大してきている。その中であって、昭和六十二年には、老人保健法の改正により急速に増大する老人医療費の負担の公平化を実現し、加入者按分率を百分に引き上げる措置が講ぜられたことは、国保財政の安定に大きな役割を果たしたものとして、評価するものである。

しかしながら、現行老人保健法では老人加入率二十％を超える部分の医療費については、この仕組みが通用されないこととなっており、結果として高齢化の進展とともに、百分の加入者按分率が通用されない市町村はこの五年間で四倍近くの千八百を数え、財政への影響額の総額も十五倍近い約七百億円に上っている状況にある。

かかる事態は、公平な老人医療費の共同負担という老人保健法の趣旨を実質的に損なうのみならず、該各市町村の国保財政に甚大な影響を及ぼすものである。

よって、老人加入率二十％の上限枠を早急に撤廃することを強く要請するものである。

平成五年十二月二日

[参考 1]

年 度	昭和 62	平成 3	平成 4
該当保険者数	461	1,521	1,800
割 合 (%)	14.1	46.7	55.3
影響額 (億円)	48	422	706

[参考 2]

老人加入率 (%)	20	25	30	35	40
老人加入率 (%)	100	88	81	77	74